

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 為替取引分析業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応 Ⅱ－３－２ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「法令適用事前確認手続に関する細則」を定めている。 本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口である<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 （２）[略] Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度	Ⅱ 為替取引分析業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応 Ⅱ－３－２ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「法令適用事前確認手続に関する細則」を定めている。 本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口である<u>金融庁監督局総務課</u>は、（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 （２）[略] Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度

改正後	現 行
産業競争力強化法（以下「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和4年7月15日経済産業省）（以下同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口である<u>金融庁総合政策課</u>は、（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が2以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 （２）照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>金融庁総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までについて確認し、当制度	産業競争力強化法（以下「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和4年7月15日経済産業省）（以下同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口である<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が2以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 （２）照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までについて確

改 正 後	現 行
の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加資料の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加資料は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>金融庁総合政策課</u>が回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第11による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。	認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加資料の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加資料は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>が回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第11による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。